

「パソコン」購入ガイドライン

1. 購入ガイドライン

GPN GL4「パソコン」購入ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、パーソナルコンピュータ（以下、パソコンと表記）及び周辺機器を購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。

パソコンとしては、クライアント型のうち、デスクトップ型及びノート型パソコンを対象とする。周辺機器としては、モニター、ハードディスク、キーボード、マウス、各種ドライブ（CD、DVD、MO等）を対象とする。

上記機器に同梱されて販売される、ACアダプタ、ケーブル、スピーカー、ユーザーマニュアル、梱包材等も対象に含む。

2. ガイドライン

パソコンの購入にあたっては、以下の事項を考慮し、できるだけ環境への負荷の少ない製品を購入する。

- 1) 使用時・待機時の消費電力が小さいこと。（省エネ法、国際エネルギースタートプログラムの基準を満たし、低電力モードでの消費電力が小さいこと）
- 2) 長期使用や再使用を可能にするため、性能向上や機能拡張ができること。また、修理体制が充実していること
- 3) 使用後に分解して部品の再使用や素材のリサイクルがしやすいように設計されていること
- 4) 製造事業者が、引き取った使用済み製品とその部品の再使用を積極的に進め、再使用できないものについては素材のリサイクル比率を高めるよう努めていること
- 5) 再生材料が多く使われていること
- 6) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと
- 7) 同梱される自社製品のユーザーマニュアルの作成・印刷にあたって環境に配慮されていること

3. 情報提供項目

バイオプラスチックの使用（製品本体）
塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）の使用

このガイドラインは、社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

1997年11月27日制定 1998年12月17日改定 2004年2月23日改定 2007年1月13日改定
グリーン購入ネットワーク

< ガイドラインの背景説明 >

2002 年度におけるパソコン本体の国内総出荷台数は約 984 万台であり、パソコン購入ガイドラインが制定された 1997 年度の国内総出荷台数の約 685 万 1 千台と比較すると、5 年間で約 44%の伸びとなっています。内訳はデスクトップ型が 44%、ノート型が 56%で、ノート型の比率が次第に高まる傾向が見られます。(出典：社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA))

1) 使用時・待機時の消費電力が小さいこと。(省エネ法、国際エネルギースタートプログラムの基準を満たし、低電力モードでの消費電力が小さいこと)

消費電力ができるだけ小さい製品を購入することは、二酸化炭素の排出量削減やエネルギー資源の保全になるとともに、ランニングコストの削減にもつながります。

わが国では「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法) に基づき、通産省 (現・経産省) 告示 (平成 11 年) で電子計算機 (パソコン等) 及び磁気ディスク (ハードディスク) を対象として「エネルギー消費効率」の基準値が区分ごとに定められています。なお、2006 年度には基準が変更される予定です (2007 年度目標の基準) 。

機器を一定時間使用しないと自動的に消費電力が落ちて低電力モードに移行する機能は、 unnecessary な消費電力を減らすことに大きく貢献します。低電力モードの消費電力は、可能な限り小さいことが望まれます。日米で進める国際エネルギースタートプログラムでは、コンピュータ (パソコン) 及びディスプレイ (モニター) を対象として低電力モードでの消費電力などに関する基準を定めており、この基準をクリアした製品には「エネルギースタートロゴ」を付けることができます。なお、ディスプレイについては、2004 年末に基準が変更される予定です。

消費電力が小さい商品を購入する上においては、上記の省エネ法、国際エネルギースタートプログラムの基準を満たしていることが参考となります。

また、省エネ法や国際エネルギースタートプログラムの対象外となる機器 (各種ドライブ、キーボード、マウス等) についても、消費電力が小さいことが望まれます。(基本原則 2-2 に対応)

省エネ法及び国際エネルギースタートプログラムの基準の詳細は、財団法人省エネルギーセンターのホームページ <http://www.eccj.or.jp/> を参照)

2) 長期使用や再使用を可能にするため、性能向上や機能拡張ができること。また、修理体制が充実していること

パソコンの平均保有年数は、法人ユーザー向け商品 5.8 年、個人ユーザー向け商品 8.9 年となっています (出典：社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA) 平成 15 年調査結果) 。

一度購入した製品は、大切にできるだけ長く使うことが必要です。現在のコンピュータ技術の進歩は極めて早く、利便性が高い新たな技術、周辺機器、ソフトなどが目まぐるしく市場に登場しています。このような製品を長期使用するためには、耐久性に優れていることに加え、性能向上や機能拡張ができる構造を持っていることが必要です。

現在メーカー等において、ユーザーから使用済みのパソコンを引き取って修理・整備をした後、再度販

売する取り組みが行われています(機器の再使用)。機器の再使用を容易にするためには、長期使用を図る際と同様、耐久性に優れていることに加えて性能向上や機能拡張ができる構造を持っていることが必要です。

性能向上や機能拡張を行うためには、メモリやハードディスクを増設して性能を向上させたり、さまざまな周辺機器との接続が可能であることが求められます。そのため、拡張スロット(デスクトップ型) PC カードスロット(主にノート型) USB、IEEE1394 ポート等を備えていることが必要です。コンピュータの心臓部であるプロセッサ(CPU)についても、処理速度の速いものに交換可能なことが望まれますが、プロセッサは一部のプロセッサメーカーの戦略に依存しており、パソコンメーカーとしての対応には限界があるのが現状です。

また、機器使用時に発生した故障やトラブルに対応するため、メーカー側の修理体制が充実していることが望まれます。具体的には、電話等による対応を行うサポートセンターがユーザーにとって利用しやすい形で整備されていることや、機器の修理や機能拡張に関する問い合わせに対応できることなどが挙げられます。また、ユーザーが機器の一部を破損又は紛失した際に、ユーザー自らが交換などを行うことができるよう、メーカーが各部品(パーツ)ごとの販売・交換にも対応できることが望まれます。(基本原則 2-4 に対応)

3) 使用後に分解して部品の再使用や素材のリサイクルがしやすいように設計されていること
購入した製品を長く使用しても、いずれは廃棄しなければなりません。その際にできるだけ多くの部品が再使用(そのままの形状で同じ用途に使用)できる、また、できるだけ多くの素材が原料としてリサイクルできるような配慮を組み込んだ設計がなされていることが必要です。

購入にあたっては、部品ごとの分離・分解や素材ごとの分離・分解・分別が容易なように、分離不可能な複合素材の削減、異種材料の溶接の削減、リサイクルしにくい素材の削減、素材への材質表示、材質の統合化など、メーカーがリサイクル設計に努力しているかどうかを考慮します。(基本原則 2-5、2-6 に対応)

4) 製造事業者が、引き取った使用済み製品とその部品の再使用を積極的に進め、再使用できないものについては素材のリサイクル比率を高めるよう努めていること

使用済みのパソコンの処理にあたっては、まず、できるだけ多くの部品を再使用することが優先されるべきです。そして、それが困難な場合には素材を原料としてリサイクルすることが次善の策に位置づけられます。

2001年4月1日の「資源の有効な利用の促進に関する法律(改正リサイクル法)」の施行により、事業系ユーザーからの使用済パソコンの回収及び再資源化の実施がメーカーに義務づけられました。また、2003年10月1日からは一部改正された同法の施行により、一般消費者からの使用済パソコンの回収及び再資源化の実施がメーカーに義務づけられています。同法では「資源再利用率^{注)}」の目標値を設定しています(下表を参照)。

現在メーカーにおいて、ユーザーから回収した製品を修理して再度販売したり、回収した製品の部品を再使用したりする取り組みが行われています。そして、再使用できない部品については素材のリサイクルを進めています。それらの取り組みの結果は、メーカーのホームページ等において「資源再利

用率」等の形で公開されています。購入にあたっては、メーカーが引き取った使用済み製品とその部品を積極的に再使用しているか、素材のリサイクル比率を高めるよう努めているかどうかを考慮します。(基本原則 3-2 に対応)

<改正リサイクル法において、2003 年度までに達成すべきとされている資源再利用率の目標値>

デスクトップ型 パソコン本体	ノート型パソコン	CRT (ブラウン管) モニター	LCD (液晶) モニター
50%	20%	55%	55%

注) 資源再利用率 = 再利用及びマテリアルリサイクルされた素材の重量 ÷ 回収した製品重量 × 100

5) 再生材料が多く使われていること

廃棄物の削減や資源の節約のため、再生材の利用が進むことが望まれます。

現在、回収した使用済み製品から取り出した再生プラスチックや、産業廃棄物などから回収される再生プラスチックを製品に使用する取り組みがメーカーにおいて進められています。また、一部の製品においては、再生マグネシウムが筐体等に使用されています。マグネシウムは素材として使用され始めてからあまり年月が経過していないため、現在はマグネシウムを含んだ機器の多くは消費者の手元にあると考えられます。しかし今後は廃棄マグネシウムの増加が予想されることから、リサイクルの循環を促進するため、再生マグネシウムを積極的に使用することが望まれます。購入にあたっては、製品に再生材料が使用されているかどうかを考慮します。(基本原則 2-7 に対応)

6) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤 (PBB、PBDE) を極力含まないこと

一般的に、電気電子機器には様々な化学物質や重金属類等が含まれています。現在メーカーでは、機器に含まれるそれらの物質量を管理・把握するための取り組みを行っています。

化学物質や重金属類のうち、環境へ悪影響を与える可能性がある物質については、使用量の削減や他の物質へ代替する取り組みがメーカーで行われています。また、環境に配慮した原材料の調達の一環として、メーカーと部品メーカーが協力して環境に悪影響を与える可能性がある物質の機器への含有量を削減する取り組みが行われています。今後、この取り組みが一層活発化していくと考えられます。とりわけ、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB (多臭化ジフェニル)、PBDE (多臭化ジフェニルエーテル) については、製品が使用後に廃棄物として処理される際 (焼却時や埋め立て等) に、大気や地下水などに排出されて環境に悪影響を与える可能性が指摘されています。

上記 6 物質は現在以下の用途で電気電子機器に使用される場合があり、現在メーカーによって使用量削減や他の物質へ代替する取り組みが積極的に行われています。

- ・鉛：はんだ材料、配線被覆類の添加剤、蛍光管のガラスの添加剤など
- ・水銀：蛍光管、照明など
- ・カドミウム：着色剤、配線被覆類の添加剤など
- ・六価クロム：鋼板・ねじなどの防錆用処理など
- ・PBB、PBDE：プラスチックの添加剤など

上記 6 物質を電気電子機器に含有することについての規制として、欧州では 2003 年 2 月に欧州議会及び閣僚理事会から RoHS 指令 (電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会

および閣僚理事会指令)が公布されました。本指令では、2006年7月1日以降にEU加盟国において上市される電気電子機器について上記6物質の含有が一部の用途を除いて原則として禁止されることになっています。また、中国や韓国など他の国でも電気電子機器への上記6物質の含有を規制する法制度の整備が予定されており、化学物質の管理・規制強化の動きは広がりつつあります。

上記の状況を踏まえ、機器の購入にあたっては、上記6物質を極力含まないことを考慮します。(基本原則 2-1 に対応)

7)同梱される自社製品のユーザーマニュアルの作成・印刷にあたって環境に配慮されていること

パソコンに同梱されるユーザーマニュアルは、全て紙で作成した場合、使用される紙は相当な量に上ります。マニュアルを一般的な使用上支障がないと判断される範囲内でCD-ROM化やオンライン化することなどによって、紙の使用量そのものをできるだけ削減することが望まれます。その上で、紙を用いて配布するマニュアルについては、古紙を多く配合した紙の使用や、植物油を含有したインキの使用など、各種の環境への配慮を行うことが望まれます。

具体的な配慮内容としては、GPN「オフセット印刷サービス」発注ガイドラインに沿った取り組みを行っていることが望まれます。(基本原則 2-1、2-2、2-6、2-7 に対応)

< 情報提供項目の背景説明 >

バイオプラスチックの使用

バイオプラスチックは、トウモロコシ等植物に含まれる多糖類(澱粉やセルロース等)を単糖類(ブドウ糖等)に分解した後、発酵させて乳酸等の脂肪酸類に転化し、これを縮合重合して高分子化してつくられた植物由来のプラスチック(バイオマスプラスチック)を成分としたプラスチック素材です。すなわち、バイオマスプラスチックに実用上必要な各種物性を確保するために成分調整されたプラスチック素材をバイオプラスチックとしています。現在バイオマスプラスチックとしては、ポリ乳酸(PLA)が代表的ですが、ポリヒドロキシブチレート(PHB)やポリブチレンサクシネート(PBS)などその他の種類のプラスチックもあります。

バイオマスプラスチックは、植物を原料とする「植物由来素材」であると同時に、「生分解性」という側面も持ち合わせている場合があります。バイオプラスチックの環境影響評価は様々な評価が行われています。GPNでもバイオプラスチック研究会で考え方を整理しており、バイオプラスチックの定義をバイオマス樹脂の重量比率 25w%以上としています。本ガイドラインでは、「植物由来素材」であることに焦点を絞って、情報提供項目として取り上げています。

バイオマスプラスチックは、素材製造の原料(澱粉やブドウ糖などの糖類)として植物起源のものを原料としており、持続可能な植物原料の調達をしている限り、植物由来の原料のCO₂排出は、植物の成長過程で固定した大気中のCO₂を再度大気中に排出していると考えられるため(プラスマイナスゼロ)、大気中のCO₂濃度を高めることはなく(カーボンニュートラル)、石油系プラスチックの原料である枯渇性資源の使用を節約できます。また、使用済みバイオマスプラスチックのリサイクルについては前述のようにカーボンニュートラルであるため、焼却を伴うサーマルリサイクルによる環境

負荷は比較的小さいものでありますが、マテリアルリサイクル（メカニカルリサイクル）の場合でも物理的な物性には問題はなく、より環境負荷を下げられる使いこなしの可能性があるとされています。

一方で、バイオマスプラスチックの一つであるPLA（ポリ乳酸）は、一社による量産でまかなわれているため、PLA製造時の環境負荷に関する情報はこの一社以外では十分に整備されておらず、マテリアルリサイクル時のデータも未整備であることから、今後の普及後の環境影響の推定へ適用することが妥当かどうか指摘されています。さらに、人間の食糧供給への影響や原料となるトウモロコシの栽培の持続可能性への懸念について、専門家によってかなり見解が分かれており、結論が出ていないのが現状です。

現在、電機製品の筐体や部品の一部で採用が進められており、採用部位の拡大や配合率を高める取り組みが行われています。また、部品への素材表示や使用済み製品の回収・リサイクルに向けた技術開発もメーカーが進められようとしています。バイオプラスチックへの関心は高まってきており、今後、他の製品での採用も広がることが予測されます。

以上のように、バイオマスプラスチックについては、まだ十分に環境への影響評価が検証されているとは言えず、製品への採用に関しては物性や製造時・廃棄時の負荷などを考慮する必要がありますが、それゆえ、今後さらにバイオプラスチックに関する情報の開示や整備、検証の進むことが期待されます。

塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）の使用

塩ビなどの塩素化合物を焼却したり、他の様々な物質を塩素源と一緒に焼却すると、条件によってはダイオキシン類や塩化水素ガスが発生する可能性があります。しかし、ダイオキシン類発生メカニズムは十分に解明されておらず、廃棄物中の塩素含有量とダイオキシン類発生量の間には正の相関関係があるかどうかについても専門家によって見解が分かれており、結論が出ていないのが現状です。現在は機器の配線被覆類（機内配線や機外ケーブルの被覆類）や基板上の部品の被覆類（カバー類）などに塩ビが使用されていますが、上記のような懸念からポリオレフィン系など塩素を含まない材料への代替が検討されています。

< その他の考慮事項 >

電磁波について

CRT（ブラウン管）モニターやLCD（液晶）モニター等は、高電圧の回路やコイルが使用されているため、微量の電磁波を発生します。

この電磁波（電磁界）の健康影響が注目されたのは、1970年～80年代にかけてスウェーデンやアメリカの調査報告の中で、小児白血病と高圧電線の関連性が示唆されたからです。その後、世界各国のさまざまな研究機関で電磁波の健康影響について研究が行われました。

海外文献をレビューした環境庁（現・環境省）の報告書（平成7年3月）では、「電磁波に問題があるというポジティブな報告と、問題は見られなかったというネガティブな報告があるが、問題があるという報告は『ない』という報告より報告される機会が多いので、真の相関があるのかどうかを確かめるには更なる研究が必要であり……」と述べ、「現時点で電磁環境の健康影響の有無を結論づけることはできない」としています。現在も、環境省では継続的に調査を行っています。

取引先メーカーの製造プロセスにおける環境配慮を評価する取り組みについて

環境に配慮した原材料の調達（グリーン調達）として、資材・原材料の評価だけではなく、取引先である部品メーカーの製造プロセスにおける環境マネジメントシステムの構築等を評価する取り組みが進んでいます。パソコン等の電気電子機器業界においては、この取り組みが特に活発に行われています。

< 購入ガイドラインの新旧対照表 >

	ガイドライン改定案（2006年）	現行ガイドライン（2004年改定）	改定内容
ガイドライン項目	使用時・待機時の消費電力が小さいこと	使用時・待機時の消費電力が小さいこと	変更なし
	長期使用や再使用を可能にするため、性能向上や機能拡張ができること。また、修理体制が充実していること	長期使用や再使用を可能にするため、性能向上や機能拡張ができること。また、修理体制が充実していること	変更なし
	使用後に分解して部品の再使用や素材のリサイクルがしやすいように設計されていること	使用後に分解して部品の再使用や素材のリサイクルがしやすいように設計されていること	変更なし
	製造事業者が、引き取った使用済み製品とその部品の再使用を積極的に進め、再使用できないものについては素材のリサイクル比率を高めるよう努めていること	製造事業者が、引き取った使用済み製品とその部品の再使用を積極的に進め、再使用できないものについては素材のリサイクル比率を高めるよう努めていること	変更なし
	再生材料が多く使われていること	再生材料が多く使われていること	変更なし
	鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと	鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと	変更なし
	同梱される自社製品のユーザーマニュアルの作成・印刷にあたって環境に配慮されていること	同梱される自社製品のユーザーマニュアルの作成・印刷にあたって環境に配慮されていること	変更なし
項目情報提供	バイオプラスチックの使用（製品本体）		新規追加
	塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）の使用	塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）の使用	変更なし

2. 商品情報の解説

パソコンは、ノート型、デスクトップ型（モニターとのセット販売）、デスクトップ型（モニター一体型）、デスクトップ型（モニターを含まない）の4つに分類して掲載されています。

- ・上記「デスクトップ型」は、いずれもタワー型を含む

周辺機器は、モニター、ハードディスク、各種ドライブ、キーボード、マウスの5つに分類して掲載されています。

・上記周辺機器は、いずれも単体で販売されているもののみをデータベース登録対象とする分類の中では、事業者名の50音順に掲載されています。

- ・事業者内での商品掲載順序は、事業者に委ねている

掲載条件

特になし（ただし、ガイドライン項目及び情報提供項目の内容に沿って何らかの環境配慮がなされており、それに関する情報をデータベース上に明記することが必要）

基礎情報

機種名	シリーズ名+型番（名） カタログの表記に準じています
主要な対象ユーザー	[個]：個人ユーザー向け商品 [法]：法人ユーザー向け商品 [両]：個人・法人両方を対象とした商品
事業者名	商品を製造・販売している（ブランド名を持つ）企業の名称
<パソコン> プロセッサ ハードディスク メモリ モニター	プロセッサの種類/周波数（MHz 又は GHz） ハードディスクの容量（GB） メモリ販売時搭載量/メモリ最大搭載量（MB 又は GB） モニターの種類/サイズ [-]：対象外
<周辺機器> サイズ・容量 対応 OS 種類 接続端子	【モニター】 ・モニターのサイズ（インチ数） ・モニターの種類（CRT or LCD 等） ・接続端子の種類（アナログ、デジタル） 【ハードディスク】 ・ハードディスクの容量（GB） ・対応する OS の種類 ・ハードディスクの種類（機能）：外付け型 or 内蔵型、回転数（rpm）、転送速度（MB/s） ・接続端子の種類（IEEE1394、SCSI、USB 等）

	<p>【各種ドライブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応する OS の種類 ・ドライブの種類 (MO or CD or DVD or フロッピー等) ・接続端子の種類 (IEEE1394、SCSI、USB 等) <p>【マウス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応する OS の種類 ・マウスの種類：読み取り方式 (ボール式 or 光学式)、ケーブルの有無、スクロール用ホイールの有無 ・接続端子の種類 (PS/2、USB 等) <p>【キーボード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応する OS の種類 ・キーボードの種類 (101、106 等) ・接続端子の種類 (PS/2、USB 等)
最大消費電力 (W)	最大消費電力を記載する (各種ドライブ、キーボード、マウスのみ) [-]: パソコン、モニター、ハードディスク

グリーン購入法

グリーン購入法の判断基準適合	<p>[]: 判断基準に適合</p> <p>[]: 適合していない</p> <p>[-]: 対象外</p>
----------------	---

省エネルギー

省エネ法の基準適合	<p>[]: 基準に適合している</p> <p>[]: 適合していない</p> <p>[-]: 対象外</p>
エネルギー消費効率	省エネ法上の定義及び測定方法に基づく数値を記載 (小数点以下第 5 位まで記載) [-]は省エネ法の対象外
エネルギー消費効率区分	「電子計算機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」(通産省告示第 50 号) に沿った区分 (a,b,c 等) を記載。 [-]は省エネ法の対象外

<p>国際エネルギースタープログラムへの適合</p>	<p>本体 [y]: 同計画の基準に適合している [n]: 同計画の基準に適合していない モニター [A]: 第 2 段階 (2006 年 1 月) 基準に適合している [Y]: 第 1 段階 (2005 年 1 月) 基準に適合している []: 適合していない (空欄) [-]: 対象外</p> <p>基準に適合している場合でも、ロゴを取得している場合としていない場合があります</p> <p>本体・モニターセット販売の場合はそれぞれ別に記載しますが、本体部分とモニター部分の消費電力を別々に測定することができない場合 (パソコン本体からモニターに電源供給する製品の場合) セット販売であっても本体部分のみ記載します</p>
<p>オンモード消費電力(W) 【モニター】</p>	<p>国際エネルギースター計画の基準にもとづく、オンモードの消費電力を入力して下さい。</p> <p>小数第 2 位までで記載してください。</p> <p>未測定等、入力できない場合は「-1」と入力して下さい。そうすれば、公開画面において「 - 」と表示 (ハイフン表示) いたします。</p>
<p>スリープモード消費電力 (W)</p>	<p>国際エネルギースター計画基準に基づく、低電力モード消費電力 (小数点以下第 2 位まで記載)</p> <p>低電力モードがない場合、通常待機時モードでの消費電力を記載します</p> <p>本体・モニターセット販売の場合はそれぞれ別に記載しますが、本体部分とモニター部分の消費電力を別々に測定することができない場合 (パソコン本体からモニターに電源供給する製品の場合) セット販売であっても本体部分のみ記載します</p>

リサイクル

<p>再生材料の使用</p>	<p>[両]: 筐体と部品の両方に使用している [筐]: 筐体に使用している [部]: 部品に使用している []: 使用していない (又は下記レベル以下)</p> <p>再生材配合率 10%以上のプラスチック材又はマグネシウム材を機器本体に使用していること。(実績ベース又は設計仕様ベース)</p> <p>再生材料の定義は JIS Q14021 の「7.8 リサイクル材料含有率」に準拠しています。</p> <p>筐体とは、筐体外装及び内部シャーシを指しています。</p> <p>部品とは、筐体内部の基板、バッテリー、ハードディスク、各種ドライブ、絶縁シート等を指しています。(周辺機器の場合は、筐体に内装されている部品類全般を指しています)</p>
----------------	---

化学物質の使用

鉛の非含有	[]: 含有していない ^{注1)} []: 調査/分析中 [有]: 含有している
基板接合はんだの無鉛化 ^{注2)}	[AA]: 全て無鉛化している [A]: 半分以上を無鉛化している [B]: 一部を無鉛化している(無鉛化割合 10%以上) [C]: 全て有鉛である、もしくは無鉛化割合 10%未満である
水銀の非含有	[]: 含有していない ^{注1)} []: 調査/分析中 [有]: 含有している
カドミウムの非含有	[]: 含有していない ^{注1)} []: 調査/分析中 [有]: 含有している
六価クロムの非含有	[]: 含有していない ^{注1)} []: 調査/分析中 [有]: 含有している
特定の臭素系難燃剤(PBB、PBDE)の非含有	[]: 含有していない ^{注1)} []: 調査/分析中 [有]: 含有している

注1)『含有していない』とは、必ずしも含有量ゼロということではありません。不純物としてあらかじめ鉱物資源等に含まれる微量の含有は避けられないことに加え、代替物質への転換が困難な用途が存在します(例: ブラウン管や高融点はんだに含まれる鉛など)。そこで、「含有していない」と判断するためには「許容値(不純物等として含有することが許される値)」や「禁止対象から除外される用途(代替物質への転換が困難な用途)」についての基準が必要となります。当面、最新版のRoHS指令の基準に準拠することとし、RoHS指令の基準が定まった時点でGPNデータベースへの登録開始を予定していますが、日本でもRoHS指令同様、化学物質含有の規制に関する動きがあり、国内での動向を勘案の上データベースでの登録方法を検討します(2004年6月頃検討予定)。

注2)『はんだの無鉛化』は、対象を「全ての基板に部品を接合するために使用するはんだ」とします。「基板に接合する部品に含まれるはんだ」は下記の理由から対象外としています。

- ・ はんだのほとんどが、基板への部品接合用に使用されている
- ・ 個々の部品に使用されているはんだは少量かつ分散しているため、全使用量を把握することが困難である

$$\text{無鉛化割合}(\%) = [\text{無鉛はんだの質量}] \div [\text{対象となる全はんだの質量}] \times 100$$

上記6物質の非含有については、機器に同梱して販売されるケーブル、マニュアル、梱包材等も対象に含まれます。

特記事項

省エネ、長期使用、リサイクル等関連特記事項	[省エネ、長期使用、リサイクル(リサイクル設計や再生材料の使用)等、ガイドライン項目に関連した事項について、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合に記載されています。(文字数制限: 50文字)]
-----------------------	---

情報提供項目

<p>バイオプラスチックの使用</p>	<p>製品本体にバイオプラスチックを使用している場合、その使用部品名と素材名を記載する。</p> <p>記入例；筐体（PLA+PC）</p> <p>使用していない場合は、「 - 」を記入する。</p> <p>包装材にバイオプラスチックを使用している場合は、「他の環境配慮特記事項」に記載します。</p> <p>バイオプラスチック樹脂の重量比率が 25w% 以上の場合に、バイオプラスチックを使用していると書けることとする。</p> <p>バイオマス樹脂の重量比率は、次の計算式で算出する。</p> <p>バイオプラスチック樹脂重量比率 = $\frac{\text{バイオマス樹脂（バイオマス起源の原料を使用した材料）}}{\text{構成部材の総重量}}$</p>
<p>塩ビ（ポリ塩化ビニル = PVC）の使用</p>	<p>製品本体に塩ビを使用している主な箇所を、以下の表記方法に従って記載する。</p> <p>[筐]：筐体</p> <p>[線]：配線被覆類</p> <p>[部]：配線被覆類以外の部品</p> <p>[なし]：塩ビを使用していない</p> <p>筐体、部品の定義は、前述「再生材料の使用」を参照。</p> <p>配線被覆類とは、機内配線及び機外ケーブルの被覆類を指しています。</p>

その他の情報

<p>他の環境配慮特記事項</p>	<p>ガイドライン項目以外の事項について、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合に記載されています。（文字数：100 字）</p> <p>例）環境ラベルの取得状況や、環境に配慮した素材、塗装、梱包材等について</p>
<p>機能面での特記事項</p>	<p>機能面について、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合に記載されています。（文字数：30 字）</p>
<p>発売開始時期 / 標準価格 （円）</p>	<p>上段：発売開始年月</p> <p>下段：標準価格</p> <p>オープン価格の場合、[オープン]と記載されています。</p>

事業者ごとの取り組み

長期使用のための修理体制について	機能の拡張や修理などに関する問い合わせに答えるサポートセンターの整備状況や、補修用性能部品保持期間などについて記載されています。 (文字数制限：400文字)
リサイクル設計の内容	自社のリサイクル設計の指針内容や、実際に行っているリサイクル設計の内容について記載されています。
使用済み製品の引取り・再使用・リサイクルの取り組み	使用済み製品の引取り・再使用・リサイクルの仕組みや、資源再利用率等について記載されています。 (文字数制限：400文字)
マニュアルの作成・印刷についての環境配慮	製品に同梱される自社製品のユーザーマニュアルの作成・印刷に関する環境配慮事項について記載されています。具体的な配慮内容についてはGPN「オフセット印刷サービス」発注ガイドラインをご参照ください。 (文字数制限：400文字)
バイオプラスチックの環境影響評価	ライフサイクルアセスメントなど、バイオプラスチックについて社内で環境影響評価をしている場合は、その内容を記載します。(300字) 環境影響評価について、より詳細な情報を掲載している場合は、自社ホームページアドレスや情報源となる冊子名などを記載する。 製品にバイオプラスチックを使用している場合は、この項目は必須。 製品にバイオプラスチックを使用していない、もしくは環境影響評価をしていない場合は、「特になし」と記載。
バイオプラスチックのリサイクルに向けた取り組み	材質表示やリサイクル技術の開発など、バイオプラスチックのリサイクルに向けた取り組み内容を記載します。(300字) 取り組み内容について、より詳細な情報を掲載している場合は、自社ホームページアドレスや情報源となる冊子名などを記載する。 製品本体にバイオプラスチックを使用している場合は、この項目は必須。 製品本体にバイオプラスチックを使用していない、もしくはバイオプラスチックのリサイクルに向けた取り組みをしていない場合は、「特になし」と記載。

< 情報提供者問い合わせ先 - 登録フォーマット >

環境面問合せ先	部署名、TEL、FAX、E-MAIL 最大3箇所まで
購入時間問合せ先	部署名、TEL 最大5箇所まで
環境報告書	環境報告書の有無等
ホームページアドレス	製品情報を掲載しているホームページアドレスを記載(30字)
他の環境情報源	一般に入手できる環境関連冊子やパンフレット類などの情報源について、タイトル等を「」で記載(80字)